

令和 2 年 12 月 16 日からの大雪により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について

このたびの令和 2 年 12 月 16 日からの大雪により被災されたお客様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雪に伴う影響で、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

1 適用対象

適用対象市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様

[適用対象市町村]

●災害救助法適用市町村

都道府県	市町村
新潟県	南魚沼市、南魚沼郡湯沢町

●隣接する地域

都道府県	市町村
新潟県	十日町市、魚沼市、中魚沼郡津南町
群馬県	吾妻郡中之条町、利根郡みなかみ町

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の 1 ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2020 年 9 月分、10 月分、11 月分および 12 月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ 1 ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2020 年 11 月分、12 月分、1 月分および 2 月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ 1 ヶ月間延長いたします。

イ 不適用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の次の月分から 6 ヶ月間に限り、免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で 2021 年 6 月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を 2021 年 6 月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

エ 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を 2021 年 6 月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2021 年 6 月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

出光昭和シェル「電気お客様センター」
☎0120-033-364（フリーダイヤル）
※ガイダンス 6「その他」をお選びください
☎03-6627-1820（IP 電話などフリーダイヤルをご利用になれない場合）
【受付時間】9:00-17:30(12 月 30 日～1 月 4 日を除く)

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再エネ販売部
☎03-6870-6552
【受付時間】9:00-17:30(土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く)